

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和5年2月1日（水） 午前8時57分～10時11分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出 席 者	宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 塩味市民環境部次長兼地域づくり支援課長、佐藤福祉部長、 麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、 宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、 神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長 （担当課1） 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、 高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐、濱野同課都市計画係長、 金井同課交通政策係長、海老名同課同係主任 （担当課2） 森田人権庶務課長、岡部同課長補佐、 山木同課長補佐兼男女平等推進係長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、福田同課政策企画係長、 山本同課同係主任
会 議 内 容	1 市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について 2 朝霞市立地適正化計画（案）について 3 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について
会 議 資 料	（議題1） ・【資料1】市内循環バス「わくわく号」の運賃改定の概要 ・【資料2】市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について （議題2） ・【資料3】立地適正化計画の作成について ・【資料4】朝霞市立地適正化計画（案） ・【資料5】朝霞市立地適正化計画 概要版（案） （議題3） ・【資料6】朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について（概要） ・【資料7】朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について（資料）

会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の 必要事項		

【議題】

1 市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について

【説明】

（担当課1：金井まちづくり推進課交通政策係長）

市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について、資料2に基づき説明する。

はじめに、「1 市内循環バス「わくわく号」の概要」について、わくわく号は、鉄道や路線バスなどの公共交通機関の不便な地域の解消や、公共公益施設の利用促進を図ることなどを目的に、平成6年に県内初の循環バスとして運行を開始した。運行方法については、バス事業者3社と協定を締結し、36人乗り小型バス6台にて4路線の運行を実施している。

「2 運賃改定の経過」について、運行を開始した平成6年当時是对キロ区間制運賃を採用し、大人170円から200円まで、小児90円から100円までの料金体系となっている。その後、平成16年に実施した運賃改定に合わせ均一運賃とし、大人150円、小児80円に改定した。以後、18年間改定を行っていない。

次の「3 運賃改定の必要性」について、理由は3点ある。1点目が市内循環バス損失補償料の増大で、市は協定を締結しているバス事業者に対し、運行経費から運賃収入を差し引いた赤字分を損失補償料として支出しており、令和4年度は9,819万1,929円を支出している。近年、コロナ禍における新たな生活様式の定着等により、バスの輸送人員及び運賃収入が減少し、それに伴い損失補償料が増大傾向となっている。2点目が運行経費の増大で、原油価格の高騰や人手不足による運転手等の人件費の上昇、また、現在、市内循環バスが運行できていない公共交通空白地区の改善にも取り組んでおり、今後、新たな経費が必要となる見通しとなっている。3点目が地域公共交通計画との整合で、令和3年2月に策定した地域公共交通計画の中で、持続可能な地域公共交通の実現のため、路線バス初乗り運賃との均衡を施策に位置付けている。

次に「4 地域公共交通協議会における審議の過程」について、今年度において計4回協議会を開催し、委員の皆様にご審議いただいた結果、1月30日に実施した第4回協議会において、改定案について承認いただいた。

次に「5 改定後の運賃」については、大人180円、小児90円とし、令和5年7月1日から実施する予定である。

次の「6 運賃改定の算出根拠」については3点ある。1点目がコロナ禍前の水準への回復について、平成28年度から30年度までの3年間の平均収支率を指標と定め、その指標達成に向けて試算したところ、180円への改定で概ね達成できる結果を得た。2点目が路線バス初乗り運賃との均衡である。現在、市内には3つの路線バス事業者が運行を行っているが、いずれも初乗り運賃は180円となっている。なお、国際興業バスについては、令和5年3月に初乗り運賃を200円に改定する予定と伺っている。3点目が近隣市との均衡である。新座市、和光市においても、本市と同じ来年度からの市内循環バスの運賃改定を予定しているが、金額についても本市同様の150円から180円への改定と伺っている。以上が運賃改定の算出根拠である。

次に「7 利便性向上・利用喚起」については、運賃改定の実施に合わせ、バス利用者へ

の利便性向上を目的に、バスの現在位置や到着の目安がパソコンやスマートフォンで確認できる、バスロケーションシステムについて、運賃改定と同じ7月からの導入を予定している。

最後に「8今後のスケジュール」については、2月10日の庁議を経て、2月13日の全員協議会での説明を予定している。その後、関東運輸局への届出、広報やHP・SNS等での周知を経て、7月から新運賃での運行を予定している。

説明は以上である。

【意見等】

(宮村市長公室長)

平成16年に運賃を値下げしていると思うが、収支率が低いのになぜ値下げをしたのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

近隣においてワンコイン(100円)を主とした均一運賃を採用するコミュニティバスが増えている状況を受け、利用促進、事業採算性、路線バス運賃との均衡等を総合的に判断し、150円の均一運賃を採用した。

(宮村市長公室長)

障害者料金とは別に、特別乗車券というものがあるが、どういうものか。

(担当課1：金井まちづくり推進課交通政策係長)

福祉部で実施している施策で、市内在住の障害者手帳所持者であって、届出をした人を対象として発行されているものである。また、障害者料金については、市外在住者や特別乗車券を所持していない方の料金として設定されている。

(担当課1：高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

高齢者割引についても検討したが、収支率の改善が見込めないこと、また、全国的にも導入していないか、導入していても見直しの検討を行っている傾向にある。

近隣市では、和光市で無料だったが、現在料金の見直しを行っていると聞いている。また、新座市では、対象年齢を引き上げる動きがある。

(宮村市長公室長)

交通協議会の位置付けとして、協議会に意見を聞いて承認されたということか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

決定は市である。

(麦田こども・健康部長)

今回の料金改定の算定根拠を収支率の低下としている。令和元年から令和3年までの低下は、コロナ禍の影響によるものと思われるが、今後、収支率が上がった際には、値下げをすることも考えるのか。

(担当課1：高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

収支率が下がった理由として、支出としては運行経費として原油価格の高騰、運転手の人件費増額、収入としては輸送人員の減少が挙げられる。

輸送人員は、年間で東武、国際興業、西武の合算で、コロナ禍前の平成30年度は41万8,328人、令和元年度は41万5,286人、令和2年度は29万1,774人、令和3年度は33万4,493人である。令和4年度は、12月までの9か月分の数値と

なるが、29万999人となっており、回復傾向にある。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

収支率が上がれば値下げするのかとのことだが、運転手の人件費などの運行経費が増加傾向であることから、値下げすることは想定していない。

(麦田こども・健康部長)

収支率について、コロナ禍前の42%を目指して戻すという話だが、そもそも昔はもっと高かったのか。高かったが、42%まで下がって、さらにコロナ禍で下がったということなのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

朝霞市は県内でも収支率が良い方で、新座市や和光市の収支率は10%台である。循環バスは一般的に高齢者が利用することが多いため、高齢者割引を導入していると収支率が下がる傾向にある。

(須田総務部長)

仮に収支率を100%にするためには、運賃をいくらにする必要があるのか。

(担当課1：高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

400円くらいになる。

(須田総務部長)

必要であれば公費の投入と考えているが、損失補償としてどのくらいが妥当なのかが難しいところである。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

比較対象として、各市の収支率のデータはあるが、割引運賃の方法が異なることから、一律の比較は難しい。

(宮村市長公室長)

収支率だけだと、先ほどのような値下げの話が出てくることが考えられる。路線バスや近隣市の運賃との均衡も併せて考えていく必要がある。

(益田上下水道部長)

輸送人員の話をしないと、コロナ禍前とコロナ禍後で何が違うのか、説明ができないと思う。しかし、輸送人員の話だけをすると、人員が戻ったら運賃を戻すのかという議論になってしまうことから、人員の話をするのであれば、併せてコロナ収束後の輸送人員の回復が見通せない旨の記載も必要だと思う。

(宮村市長公室長)

運賃改定の理由として、コロナ禍前の収支率に戻すというのはどうなのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

現状では、収支率以外の適切な指標がないことから、収支率を設定した。

(麦田こども・健康部長)

輸送人員が戻る目標を立てつつ、それに合わせた経費の試算を行い、人員も増加するが、経費も上がることから、運賃改定が必要という流れにしてはどうか。

(山崎都市計画部長)

現在の資料は、令和4年度のある程度人員が戻った数字をベースに、収支率を出している。

(麦田こども・健康部長)

積算根拠に、輸送人員の数字を資料に入れたらどうか。

(宮村市長公室長)

どちらにしても、収支率の水準を4割としているということでもいいのか。

(山崎都市建設部長)

あくまでも目安としての数値である。

(須田総務部長)

昨年の5月から改定を検討しているのに、令和4年度の途中までの実績を資料の数値として使うのはなぜか。

(山崎都市計部長)

5月に運賃改定が必要なのではないかという話を始めていて、実際に180円という運賃が出たのは10月である。また、運賃改定の話が出てから、シミュレーションは引き続き行っているところである。

(担当課1：高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

運賃改定については、地域公共交通計画において、路線バスと市内循環バスの運賃均衡を位置付けていることからスタートしている。

(須田総務部長)

それならば、運賃改定の理由は運賃の均衡ではないのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

地域公共交通計画において、運賃改定の検討を必要としていることを前提として、コロナの影響による輸送人員減少や運行経費増大という状況を受け、今回検討を行うこととした。

(益田上下水道部長)

運行経費での比較はしないのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

運行経費で比較すると、車両償却費もあるので平準化されないことから、収支率を採用した。

(毛利危機管理監)

協議会の意見はどうだったのか。課題はあったか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

概ね賛成の意見をいただいている。なお、出席者には、利用者や公共交通空白地区在住者も入っている。

(須田総務部長)

立地適正化計画との関係はどのようなになっているのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

立地適正化計画とは、公共交通全体の話で関係しており、循環バスと路線バスが共存していくために、競合しない形で運賃をそろえていくのがよいとされている。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市立地適正化計画（案）について

【説明】

（担当課 1：濱野まちづくり推進課都市計画係長）

朝霞市立地適正化計画（案）について説明する。

本計画は、都市再生特別措置法に基づき作成する計画である。計画を策定する理由として、全国的に人口減少、少子高齢化、さらに郊外立地等による低密度な市街地の拡大が進む中で、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが、都市づくりの大きな課題となっている。本市においても、これまで人口は増加基調にあったが、長期的には増加から停滞、減少に転じることが想定され、また、少子高齢化の進展が見込まれることから、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけでなく、量ではなく質の向上を図るために都市をマネジメントするという新たな視点を持って、取り組んでいく必要がある。

こうした中、長期的な展望のもと持続可能な都市構造を形成するために、住宅や行政・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民の生活利便性の維持・向上など、福祉や交通などを含めて都市全体の構造を見直す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で進めていくことが重視されるようになっており、立地適正化計画を策定するものである。加えて、朝霞市においては、溝沼浄水場跡地に整備を計画している公共施設について、本計画を定めることにより、国庫補助金の嵩上げなどの予算面での支援措置があるほか、本計画に基づく都市計画制度の活用により、用途・容積率の緩和による誘導施設の立地促進を図ることが可能になる。

資料4に沿って説明させていただく。本計画は第1章、立地適正化計画の必要性から始まり、8つの章で構成されている。

第1章では、一般的な立地適正化計画の概要や当市で立地適正化計画を策定する目的、関連計画や上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン等との連携について記載している。

第2章では、人口分析、生活サービスの利便性や交通の分析、商業施設や福祉施設、公共施設等の分析などが続き、その分析結果より都市構造上の課題として、「生活サービスや交通便利性を維持・確保するとともに、高齢化や低炭素化、緑の保全が必要」ということ、「都市拠点に都市機能を誘導しながらコンパクト・プラス・ネットワークの実現が必要」ということを整理している。また、防災上の現状と課題についても記載しており、「災害リスクの少ない安全な場所への誘導」「防災性を高める市街地整備」「内間木地区等についても防災指針に対策の状況を取りまとめる」ことを整理している。

第3章では、まちづくりの方針ターゲットとして、「将来にわたって持続可能な朝霞市のための「次の一手」となる、低炭素型で人が中心となる都市構造の構築」と設定している。本計画で「目指すべき都市の骨格構造」については、都市計画マスタープランの将来

都市構造を基本とし、地域公共交通計画の「目指すべき公共交通体系」との整合を図ることを記載している。また、まちづくりの方針と目指すべき骨格構造を踏まえ、誘導方針、ストーリーを8つ設定している。

第4章では、都市機能誘導区域を設定している。都市計画マスタープランで位置付けている都市拠点の基本とし、範囲については、都市機能の立地状況や駅を中心として徒歩で移動できる範囲を基本に、朝霞駅周辺と北朝霞・朝霞台駅周辺の2つの都市機能誘導区域を設定している。4－6ページからは、公共的な機能の維持又は計画的な誘導を図る朝霞市独自のゾーンとして、3つの都市機能補完ゾーンを設定している。4－11ページからは、誘導施設の分類と施設の定義を記載している。誘導施設の内容として、各部に照会し都市機能誘導区域に誘導・維持すべき施設として回答のあったもののほか、溝沼複合公共施設に入ること想定している施設を設定している。

第5章では、居住誘導区域を設定しており、都市計画区域から市街化調整区域のほか、土砂災害特別警戒区域など、居住に適さない区域、朝霞浄水場や生産緑地等を除外した区域を設定している。次に、居住誘導区域について、メリハリのある居住誘導策を講じるため、性格に応じたゾーン設定をしており、都市機能誘導区域と同一区域の「歩いて暮らせる駅ちかゾーン」、運行頻度の高いバス停から300m以内の「公共交通らしく移動ゾーン」、前述のゾーン以外の「利便性と自然が調和したゆとりの暮らしゾーン」を設定している。

第6章では、誘導施策について、都市機能誘導区域のうち、朝霞駅周辺と北朝霞・朝霞台駅周辺の誘導施策、居住誘導区域の誘導施策を記載している。主な誘導施策のうち、特定用途誘導地区を設定することで、容積率の緩和による店舗の誘致や、溝沼複合公共施設の整備に当たっての用途緩和等を検討している。他にもウォークブル化の推進、通学路や住宅地における面的な交通安全対策などを記載している。また、都市再生特別措置法に基づき、誘導施設の立地に係る届出制度を運用することになる。

第7章では、防災指針について記載している。これは、国や県からハザード情報等を収集するとともに、国土強靱化地域計画や地域防災計画など、各種防災関連計画の情報を集約し、リスク分析や課題の整理、防災減災まちづくりの取組方針をまとめたものになる。

第8章では、誘導方針に対応する指標ごとに目標を設定している。

最後に、立地適正化計画は都市計画運用指針により、概ね5年ごとに評価と見直しを行うべきとされている。本計画の見直し時期は、上位計画である都市計画マスタープランと整合を図るものとしている。

本計画の策定に当たり、令和3年度より、各部次長級職員を委員とする庁内検討委員会で計5回の審議、都市計画審議会にも計5回意見聴取等を行った。また、誘導施設や防災指針について、関連する部署と調整を図った上で各種設定を行っている。

今後は、2月10日の庁議を経て、2月13日の全員協議会で説明を予定している。そして、3月下旬に公表するスケジュールとしている。

説明は以上である。

【意見等】

(毛利危機管理監)

資料4、7－2ページの説明文や表中において、上位に位置付ける国土強靱化地域計画

が、地域防災計画よりも後ろに記載されているので、位置を修正していただきたい。

(担当課１：濱野まちづくり推進課都市計画係長)

現在、計画全体のユニバーサルフォントへの修正等、最終的な調整を行っているため、それに合わせて整理させていただく。修正箇所については、また、個別に確認させていただきたい。

(宮村市長公室長)

庁議までに、今の指摘事項の資料修正は可能か。

(山崎都市建設部長)

ユニバーサルフォントへの修正に時間を要しており、難しい。

(宮村市長公室長)

庁議の際には、修正中である旨を説明してもらいたい。

(須田総務部長)

溝沼跡地の公共施設について、福祉部は福祉複合施設と標記していたため、表現を統一した方がいいのではないか。

この計画において、区域指定を受けた場合に、今後自由に住宅を新築できなくなるなど、住民の権利等を制限するようなことはあるか。

(担当課１：高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

この計画において、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めている。居住誘導区域は、区域外に３戸以上の住宅を建築する場合、市で住宅建築の動向を把握するため、着手３０日前までの届出が必要になる。都市機能誘導区域についても、区域外に誘導施設を建築する場合に届出が必要になる。しかし、住民に対して制限を加えるようなものではない。

(山崎都市建設部長)

届出をすれば建てられる、というのはこの制度の長所でも短所でもある。個人の権利を制限することは、この制度上ではできないものになっている。

(須田総務部長)

居住誘導区域外に家を建てる場合、計画ができる前と後の違いは、３０日前までに届出をすることのようだが、区域の指定について、土地所有者が納得できるような周知は十分できているか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

周知については、説明会を実施している。区域の指定については、例えば内間木地区のような市街化調整区域は、法的に居住誘導区域に指定できないこととなっており、市では区域に入れるかどうかの判断ができない。

(山崎都市建設部長)

資料４の５－２ページが、居住誘導区域をどのように定めるかという図になっている。居住誘導区域から除外しているのは、市街化調整区域の内間木地区、災害のレッドゾーンとして元から建築に制限がかかっている地域、朝霞浄水場等の首都計画で建築を認めていない地域である。市街化区域の中で、居住誘導区域から除かれているのは、明らかに居住に適さない地域と、他の理由で建築に制限がかかっている地域であるため、この計画によって特別不利が生じることはないと思われる。

(須田総務部長)

考え方は理解できるが、土地所有者が納得できるよう、注意して周知してもらいたい。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

居住誘導区域の指定により、資産価値の低下等の影響が生じないか懸念していたが、既に計画を策定した他市に確認したところ、そのような問題は生じていないと聞いている。

(宮村市長公室長)

この計画をつくることで、市内の固定資産評価額に影響は出ないということか。

(担当課1：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

居住誘導区域外とする地域について、市街化調整区域は、これまで、市の条例に合致する場合に住宅が建っていた。内間木地区などの浸水被害が想定される地域についても、基準に合えば住宅を建てられるが、浸水被害に対する盛土等の物理的対策や、個人の避難誘導計画を出してもらうこととしている。

市街化区域内のレッドゾーンは、法的に規制があり、擁壁等の物理的な対策がないと個人の住宅は建てられず、対策があっても分譲住宅は建てられないこととなっている。イエローゾーンについては、今回居住誘導区域外となることで、例えばそこに3戸以上の分譲住宅を建てる場合には届出が必要となることから、届出の中で、事業者と避難の必要性について調整を行い、必要に応じた助言・指導を行っていくことになると思われる。先日、不動産事業者とも意見交換を行い、その点についてもよく説明している。

(宮村市長公室長)

イエローゾーンは現時点であるのか。また、そこに住宅を建てる時には、告知義務のようなものはあるのか。

(担当課1：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

イエローゾーンは今もある。告知義務についても、重要事項説明が行われている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

内間木地区は歴史、文化のある地域であり、都市計画審議会でもその点について意見をいただいている。しかし、法的に居住誘導区域に指定できないため、それを補完するために、バイパス沿道の活性化について盛り込んでいる。また、防災指針においても、法的には市街化調整区域の対策を明記する必要はないが、その対策について盛り込んでいる。

(須田総務部長)

この計画の進行管理はどのようにやっていくのか。また、特定の会議に諮ることは考えているか。

(山崎都市建設部長)

この計画は20年間であるが、5年間ごとに目標達成具合を見ていくことになる。評価指標の中には、まちなかをいかに便利にしていくか、といった観点の積極的な指標も取り入れている。この案を策定する上では、都市計画審議会に意見を求めたため、今後も定期的に話を聞いていきたいと考えている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

来年から、都市計画マスタープランの改定を行うため、それが大きく変わるようなことがあれば、この計画も早期に改定する可能性もある。

(須田総務部長)

来年度以降、都市建設部において、基本構想を策定する予定が多くあると思うが、それらのものとの整合性はどのように図っていくのか。各計画の序列は、都市計画マスタープランが最上位で、次いでこの計画、個別の基本構想という順番で相違ないか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

そのとおりである。

(益田上下水道部長)

この計画はよくできていると思うが、縛りが強すぎないか。立地適正化計画は、これぐらい盛り込むのが標準的なのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

防災指針の部分などは細かく記載されているが、分析に力を入れているだけであって、それにより何か不利益が生じるものではないと考えている。

(山崎都市建設部長)

構成自体は、策定の手引きに定められたとおりの標準的なものとなっている。

(益田上下水道部長)

人口動態について、過去に計画ごとで別の分析を用いてしまい、問題になったことがあるため、注意が必要ではないか。

(山崎都市建設部長)

庁内検討委員会においても同様の話があったが、総合計画と国立社会保障・人口問題研究所のどちらの人口推計を用いるか検討し、より厳しい推計となっていた後者の推計を用いることとしている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について

【説明】

(担当課2：森田人権庶務課長)

資料に基づき説明させていただく。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度については、令和元年第1回市議会定例会において、「朝霞市におけるパートナーシップの公的認証及び性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願」が採択され、その後、本市においては、近隣市との連携等を模索しつつ、他自治体の調査、市民や職員の理解を深めるための啓発活動等を行い、制度の創設に向けて準備を進めてきたものである。県内においては、昨年7月8日に埼玉県において「性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、近隣市の和光市では、本年1月10日から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が開始されている。そのような状況の中、以前から導入に向けて連携を図ってきた新座市、志木市との協議を経て、本市においても両市と足並みをそろえて、本年4月1日から制度を開始することとした。

資料6の「実施方法」については、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱」により実施するものである。この要綱は、近隣4市による広域化を目指していることから、現在、先行して開始している和光市の要綱との整合を図りつつ、新座

市、志木市との最終的な調整を行っているところであり、要綱（案）に代わり、資料7に「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について」を添付している。

資料7の「1目的」については、性的少数者の方々は、マイノリティであるがゆえに、様々な面で困難や生きづらさを感じている状況にあると言われている。そのような中で、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、制度を創設するものである。

「2概要」について、一方又は双方が性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「受領証明カード」が交付される制度となっている。この制度については、法律上の権利・義務を生じさせるものでないが、届け出た二人が互いに人生のパートナーとして、自分らしく安心して暮らせるように、市として応援するとともに、この制度を通じて市民の皆様に多様性への理解を深めていただくことを期待するものである。

「3対象」について、パートナーシップについては届け出る二人のことを指すが、ファミリーシップについては、届け出る二人の子どもや親などを含めた関係を想定している。

資料6に戻り、「3取り組みについて」は、制度の創設後、引き続き多くの市民、事業者への周知や理解を得るための働きかけに努め、近隣市等との連携協定の締結に向けた協議を進めていきたいと考えている。また、制度の事業評価については、朝霞市男女平等推進年次報告書で行ってきたいと考えている。

最後に「4今後の主なスケジュール」について、今回の制度導入については、先ほどの説明のとおり、急遽、新座市、志木市とともに、令和5年4月1日から制度を開始することとなった。そのような状況の中、昨日、「朝霞市男女平等推進審議会」に諮問を行い、質問や意見をいただき、最終的には案のとおり進めてほしいとの意見をいただいた。本日、政策調整会議で説明をさせていただき、10日の定例庁議までには答申を示せるよう事務を進めているところである。

庁議後は、全員協議会での説明を経て、新座市、志木市とともに2月13日に記者発表を行う予定である。その後、パブリック・コメントを2月17日から3月19日まで実施する予定としているが、前倒しできるようであれば前倒ししたいと考えている。また、パブリック・コメントを受けて、修正を行う必要があった場合は、今一度説明をしたいと考えている。それ以外の意見については、今後の広域化をにらみ、新座市、志木市、和光市と協議を行い、必要に応じて修正を行ってきたいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

（益田上下水道部長）

近隣4市による広域化を目指すのは、こういった目的によるものか。

（担当課2：森田人権庶務課長）

広域化を進め、近隣市に転出した際に再度の届出が不要になる協定を結ぶことにより、事務的負担、精神的負担を軽減できる。また、4市で導入するスケールメリットとして、民間事業者からの協力や理解を得やすくなることや、事業者への啓発を行うことも考えられる。

(益田上下水道部長)

法律上の権利、義務は生じないということだが、所得制限の合算や、健康保険のことなどについても同様か。

(担当課２：森田人権庶務課長)

戸籍上の関係があれば、当然そのような権利、義務の対象となるが、そうでない場合、この制度において権利、義務を生じさせるようなものではないと考えている。

(宮村市長公室長)

例えば、パートナーと２人で住んでいる場合、非課税世帯を特定するときにはどのような考え方をするのか。

(担当課２：森田人権庶務課長)

あくまでも、戸籍上の世帯に基づいて処理されるものと考えている。

(佐藤福祉部長)

住民票上は別であり、この制度上も別という考え方になるのであれば、法律的にも別世帯になると思う。

(益田上下水道部長)

実質的な扶養であったときには、どのように考えるのか。

(須田総務部長)

所得税の制度、生活保護の制度など、それぞれの制度上で、このような関係をどのように当てはめるかを判断していくものではないかと思う。今回は、あくまでも届出があった人を認証するというものであって、認証した人をどうするかは個別の施策となる。その認識を４市で共通のものにしていくため、広域化を目指すものである。

(担当課２：森田人権庶務課長)

調べた限りでは、話にあった税法上の関係などに係る他市の取組はない。先進市の取組としては、さいたま市では市営住宅や市営墓地の利用申込について、川越市では同性パートナーを保育園の送迎者として登録できる、などのものがあった。

(益田上下水道部長)

関係部署において、この制度を踏まえてどのように当てはめていくか、準備をしていく必要があるのではないか。

(宮村市長公室長)

市営住宅など、市の施策はそれぞれの部署で考えていく必要があると思う。

県内では、この制度はどれくらい導入されているのか。また、国と県の立ち位置はどのようなになっているのか。

(担当課２：森田人権庶務課長)

この制度は、県内４１市町で導入されている。

国については、法整備されていない状況であり、しばらくは難しいのではないかと考えている。県については、昨年条例が制定され、県営住宅の入居要件に関して、１月の申込分から受付している状況であり、今後も施策が出てくる可能性がある。

(須田総務部長)

まずは第一歩として、届出に対して認証することから始めて、その認証が４市で有効性、実効性を持つよう、各部署で少しずつ取扱いを考えていってもらいたい。

(佐藤福祉部長)

潜在的に、朝霞市にはこのような世帯はあるのか。

(担当課２：森田人権庶務課長)

市内在住者かはわからないが、導入してもらいたいという話を受けたことはある。先行して、１月から導入している和光市においては、受付は０件であると聞いている。

(須田総務部長)

この制度を推進したいと考えている団体があって、その団体からのアプローチもある。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】